

生活道路の法定速度が変わりました

令和8年9月1日から 生活道路の法定速度は原則30km/h

生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用される、
中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路です。

原則30km/hになる道路



- ✓ 標識で別の速度指定がない
- ✓ 中央線・車両通行帯がない
- ✓ 地域の生活に使われる道路

一律30km/hではない道路



- ✓ 中央線・車両通行帯がある道路
- ✓ 速度標識がある道路
- ✓ 往復方向が分離されている道路など

※道路標識や道路標示で最高速度が指定されている場合は、その速度が優先されます。

確認ポイント

1 標識を見る



速度標識がある道路では、
標識の速度が優先されます。

2 中央線があるか見る



中央線や車両通行帯がない道路は、原則30km/hの対象です。

3 安全運転を心がける



歩行者・自転車・天候・見通しに応じて、十分に速度を落として運転しましょう。

※この資料は説明用です、実際の最高速度は、道路標識・道路標示や道路の構造をご確認ください。

みんなで守ろう 安心・安全な地域交通